(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
東京都江東区新木場一丁目一番三地内	前	六五・〇三～七二・一二メートル	
	後	六五・〇九～七二・一二	〇・〇六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百五十七号	東京都江東区新木場一丁目一番三地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月二十五日

○近畿地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十一号	大津市木の岡町字木ノ岡山六九五番八から同市唐崎四丁目字蟹川八七三番一一まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月二十五日

○近畿地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号及び百六十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
橿原市雲梯町三四五番三から同市雲梯町三四七番二三まで	前	四三・〇九～六四・四三メートル
	後	四三・〇九～五三・二九　〇・〇六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○四国地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十五日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
徳島県海部郡牟岐町大字川長字関一六〇番二から同町大字中村字大谷二二六番一まで	前	ＢＡ　七・五三～六〇・九八メートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　八・六六～六四・一〇　二・六四五キロメートル	
		七・五三～六〇・九八　〇・九七〇	
		八・六六～六四・一〇　〇・九七〇	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十五日　九州地方整備局長　吉崎　収

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
みやま市高田町江浦町字東百姓開五四五番一から同市高田町江浦町字本丸七四番三まで	前	七・四〇～一七・四〇メートル
	後	一一・二〇～二一・六〇　〇・五七三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○北海道開発局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十五日　北海道開発局長　関　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道川上郡標茶町字西標茶六〇番二から同町字西標茶四四番二まで	前	二六・五〇～四四・〇〇メートル
	後	一九・五〇～三五・五〇　〇・一七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十五日　北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号	北海道余市郡余市町白岩町二五番二七から同町白岩町三〇番一一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年二月二十五日